

2006年 9月29日

株式会社東京スター銀行

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西 (KC's)

理 事 長 榎 彰 徳

<連絡先>

〒540-6591 大阪市中央区大手前1-7-31

OMMビル1階 大阪府消費生活センター内

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西

TEL 06-6945-0729 / FAX 06-6945-0730

メール qqr66s39@star.ocn.ne.jp

ホームページ <http://www.kc-s.or.jp/>

お問い合わせ

当団体は、消費者契約法の一部改正による消費者団体訴訟制度の立法化に伴い、不当な勧誘行為や不当条項の使用中止を申し入れ、またこれらに対する差止請求権行使することを重要な活動内容として、関西地域の7府県の消費者団体や消費者問題に取り組む個人によって構成され、平成17年12月3日に結成された消費者団体です。（組織概要についてはホームページをご参照下さい）

さて、今日、個人破産申立件数は平成16年には21万件にも達し、平成17年には18万5000件と相変わらず高い数字で推移しております。その背後には、150万人とも200万人とも言われる多重債務者が存在しており、その一方で経済的理由による自殺者も年間約8000人（一日平均22人）にも及び軽視できぬ社会問題となっております。そのような状況下に於きまして、貴行の融資商品である「おまとめローン」に関する勧誘態様につき検討しましたところ、別添申入書案記載のとおり、消費者利益に反して不当と思料される点がございました。

そこで、下記質問事項について、貴行のご意見をお伺いしたく、本書を送付する次第です。つきましては、貴行のご回答を、平成18年10月16日までに、書面にて当団体事務局宛に、ご送付頂きますようお願いいたします。

記（質問事項）

- 1 債務者の既存の借入のうち、利息制限法所定制限利率を超えた利息（以下「超過利息」という）に関して、債務者に支払義務がないことの認識があるかどうか。

- 2 前記超過利息をも支払う必要があると誤認を生じさせる広告を中止する意思があるかどうか。また、既存の借入債務につき、超過利息については支払義務がないことを広告に明示する意思があるかどうか。
- 3 債務者に対して、既存の借入については、利息制限法に基づく再計算により法律上有効な債務額を算出させる等、同法による救済の機会を確保する、もししくは、少なくとも既存の借入について同法に基づく再計算により減少ないし消滅することを債務者において十分理解できるように明確に説明する意思があるかどうか。
- 4 一般的な与信審査に比して、債務者の返済能力をより一層厳格に吟味した与信審査を行う意思があるかどうか。

なお、一度当団体の担当者と面会の上協議を行いたいというお考えの場合も、その旨上記の回答期限までにご連絡願います。貴行の誠実、真摯な対応を期待いたします。

当該お問い合わせを機に貴行が私どもとご協議いただき、その結果、勧誘態様の改定等、一定の解決に至った場合には、その協議の結果を当団体ホームページ等で公表させていただきます。

また、本書に対し貴行から何らご回答がない場合、又は、協議においても一定の解決が得られない場合、別添申入書案記載のとおりの申入れを公開にて貴行に対し行なう予定であります。その場合は、申入書の内容及びそれに対する貴行からのご回答等申入れ以降の全ての経緯とその内容を当団体ホームページ等で公表いたします。

以上

2006年 月 日

株式会社東京スター銀行 御中

特定非営利活動法人消費者支援機構関西 (KC's)

理事長 榎 彰徳

<連絡先>

〒540-6591

大阪市中央区大手前1-7-31

OMMビル1階大阪府消費生活センター内

特定非営利活動法人消費者支援機構関西事務局

TEL 06-6945-0729 / FAX 06-6945-0730

メール qqr66s39@star.ocn.ne.jp

ホームページ <http://www.kc-s.or.jp/>

<添付資料>

平成18年5月5日付毎日新聞広告	1通
「東京スター銀行のおまとめローン」と題するパンフレット	1部
利息制限法に基づく引直し計算例	2部
多重債務問題の現状と対応に関する調査研究（抄）	1部

申 入 書 (案)

当団体は、消費者契約法の一部改正による消費者団体訴訟制度の立法化に伴い、不当な勧誘行為や不当条項の使用中止を申し入れ、またこれらに対する差止請求権行使することを重要な活動内容として、関西地域の7府県の消費者団体や消費者問題に取り組む個人によって構成され、平成17年12月3日に結成された消費者団体です。（組織概要についてはホームページをご参照下さい）

当団体は、上記改正法の施行後、訴権行使団体となることを展望している消費者団体の立場から、貴行の融資商品である「おまとめローン」に関する勧誘態様について検討しましたところ、消費者利益に反して不当と思料される点がございましたので、貴行に対し、下記のとおり申し入れいたします。

つきましては、本申入れに対する貴行のご回答を、平成18年 月 日までに、書面にて当団体事務局宛に、ご送付頂きますようお願ひいたします。貴行の誠実かつ真摯な対応を期待いたします。

なお、既に貴行にご連絡いたしておりますが、本申入れは公開の方式で行わせ

ていただきます。したがって、本申入れの内容、申入れに対する貴行のご回答の有無・内容、及び本申入れ以降のすべての経緯・内容、等を当団体ホームページ上で公表いたしますので、その旨ご承知おきください。

第1 申入れの趣旨

当団体は、貴行が消費者に対し、既存の債務の返済に充てうる資金について融資を行う際には、下記の内容をもってその広告並びに融資業務を行うことと要請する。

記

- 1 貴行の融資広告中に、
 - (1) 債務者の既存の借入のうち、利息制限法所定制限利率を超えた利息（以下「超過利息」という）をも支払う必要があるとの誤認を生じさせる広告を中止するとともに、今後禁止すること。
 - (2) 既存の借入債務について、超過利息については支払義務がないことを明示すること。
- 2 債務者に対して、既存の借入については、利息制限法に基づく再計算により法律上有効な債務額を算出させる等、同法による救済の機会を確保する、もしくは、少なくとも既存の借入について同法に基づく再計算により減少ないし消滅することを債務者において十分理解できるように明確に説明すること。
- 3 一般的な与信審査に比して、債務者の返済能力をより一層厳格に吟味した与信審査を行うこと。

第2 申入れの理由

1 「おまとめローン」の現状

(1) 「おまとめローン」の内容

利息制限法所定の利率を超過する約定利率（以下「超過利率」という）による貸付を含む負債を複数抱えるに至った債務者に対し、その債務群を弁済するための返済資金を融資し、消費者金融や信販会社等に対する債務を一括返済することにより債務を「一本化」させるとの商品が、通称「おまとめローン」として存在する。

貴行においても、新聞・パンフレット等の広告媒体により、不特定かつ多数の消費者に対し、「あっちこっちの借金、まとめて一気に返せないかな」「消費者ローンやキャッシングなどの複数ローンをまずは一括返済」「借りれんぶ銀行にまとめよう」などとの勧誘名下に、おまとめローンの融資勧誘を行っている（添付・平成18年5月5日付毎日新聞広告、「東京スター

銀行のおまとめローン」と題するパンフレット参照)。

(2) 消費者の「おまとめローン」の利用動機

おまとめローンにおいては、金利負担の軽減、負債把握の簡明化、及び支払手続の簡略化等の勧誘文言が使用され、貴行においても、「毎月の返済がかるくなる」「支払総額も減る」「月々の管理がラクになる」などとして、そのメリットが強調されている。

消費者からすれば、金利負担が軽減し、債務が一口に整理されるということは一見合理的と考えられることもあり、そのことがおまとめローン利用の増加の一因となっている。

しかしながら、貴行のおまとめローンについては、以下のような問題点が存在している。

2 おまとめローンの問題点

(1) 消費者に対する欺瞞的広告となること

① 欺瞞的広告の根拠

そもそも、消費者金融や信販会社等が收受する超過利息については無効であり、その支払義務はない。

なお、貸金業規制法第43条に規定するみなし弁済の規定も、同条所定の要件を全て充たした場合にのみ、事後的・例外的に弁済を有効と扱うものにすぎない。しかも、同条の適用を厳格に判断する近時の判例（最高裁平成18年1月13日、同月19日判決、最高裁平成17年12月15日判決等参照）からは、消費者金融や信販会社等の超過利息の收受が有効とみなされる可能性は皆無に等しい。

にもかかわらず、おまとめローンの広告では、あたかも、超過利息について支払義務があるかのように表示し、既存債務について超過利息を支払い続ける場合との比較において、おまとめローンによる融資により金利減免の恩恵が受けられるかのようなシミュレーションが示されている。

貴行の広告中も、「毎月の返済額、86,645円」が「毎月返済額64,627円」と表示されているが（上記パンフレット）、かかる86,645円の返済月額は、上記の超過利息を支払わなければならぬことを前提とするものである。

ところが、同広告中のシミュレーション内容を、利息制限法に基づいて引き直し計算した結果は、以下のとおりである（添付・利息制限法に基づく引直し計算例参照。なお、経過借入期間は各ローンとも5年と仮定した）。

記

	期間	金利	借入残金	過払金元本
Aローン	5年	29.20		▲482,741
Bローン	5年	25.55		▲160,920
Cローン	5年	15.00	1,000,000	
合計			1,000,000	▲643,661
実質債務				356,339

このように利息制限法に基づく引直し計算によれば、当該債務者の負債はCローンの100万円が残るだけで、他方、Aローン及びBローンに関する過払金は元本だけでも64万3661円に上っていることから、これらを差し引きすれば、実質的な債務残高は35万6339円に過ぎない。

しかるに、貴行の上記広告では、当該債務者に借入総額350万円の返済義務が存在するかのように表示し、その返済資金として同額の融資を実施により、返済月額が22,018円も軽減されると表示しているのである。

すなわち、これは、法律上支払義務がないものを支払義務があるかのように消費者に表示し、消費者を誤信させるものであり、欺瞞的な広告と言わざるを得ない。

② 消費者契約法上の問題点

そして、おまとめローンのような融資契約も、事業者たる銀行と消費者たる債務者との間の消費者契約であり、消費者契約法が適用されるべきところ、上記表示内容は、当該融資契約の勧誘にあたって、利息制限法に照らせば既存債務が存在せず、あるいは、既存債務の額が融資金額より大幅に少ない場合、当該融資契約の重要事項である用途（既存債務の返済に充てる）について、事実と異なることを告げるものとして、不実告知に該当し、消費者たる債務者が、既存債務の存在及び金額を事実と誤認したことによってなした融資契約の申込みの意思表示は、これを取消すことができるものと考えられる（消費者契約法4条1項1号）。

また同時に、おまとめローンにおいては、返済月額が大幅に軽減されるという当該債務者の利益となる事項を告げておきながら、他方で、後述する利息制限法による救済機会が失われるという当該債務者の不利益となる事実を告げないことが常態化していることから、当該消費者たる債務者の融資契約の申込みの意思表示は、取り消しうるものと考えられる（消費者契約法4条2項）

このように、事業者と消費者との間の包括的民事ルールである消費者契約法に照らしても、おまとめローン広告の不当勧誘性が指摘できる。

③ 銀行等における表示に関する公正競争規約上の問題点

また、銀行等における表示に関する公正競争規約第12条において、銀行は金融商品などに関する広告において、他者の金融商品などとの比較を表示する場合には、「比較広告で主張する内容が客観的に実証されていること」や「比較の方法が公正であること」が求められている。

さらに、同規約第13条9号において、「実際のもの又は競争関係にある他者に係るものよりも著しく優良又は有利であると誤認されるおそれのある表示」を禁止しており、貴行の上記広告は、かかる規定に抵触する可能性がある。

したがって、超過利息の支払を前提にした広告は許されるべきではなく、逆に、超過利息については支払義務がないことを明示する必要がある。

以上より、申入れの趣旨第1項記載の要請に至った次第である。

（2）消費者から利息制限法による救済の機会を奪うこと

① おまとめローンは、既存の債務について、消費者金融等の超過利息による債務をも対象とする。

本来、超過利息を含む既存債務については、本来であれば利息制限法による引直し計算により相当程度減少し、取引期間が長期のものについては既存債務自体が消滅し、消費者から消費者金融等に対する過払金返還請求が可能なものも存する。

しかるに、おまとめローンによる融資により、超過利息による額面どおりの既存債務の支払いがなされることによって、債務者は、上記のような利息制限法による再計算の機会が事実上奪われ、その不利益のもとに、既存の消費者金融等は、超過利息を含む債権を全額回収し、不当な利得を保持することになる。

他方で、利息制限法による引直し計算により既存債務が減額ないし消滅することを認識している消費者は非常に少ない。

この点につき、独立行政法人国民生活センターが本年3月に公表した「多重債務問題の現状と対応に関する調査研究」によれば、いわゆる多重債務者らの9割が利息制限法の金利の制限を知らなかったという結果となっている（添付・多重債務問題の現状と対応に関する調査研究（抄）参照）。

そもそも、銀行は、その業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項について顧客に対して説明する義

務を負っており、銀行法もその義務を実効あらしめるために、同法12条の2及び同法施行規則13条の7において、顧客の保護に資するため、業務に係る重要な事項の説明をするための措置をとり、そのための社内体制を整備することを義務づけている。

もとより、顧客としては借入れの負担が少ないことを望むことは当然のことであり、おまとめローンの融資にあたって、既存債務に含まれる超過利息分の支払義務の有無は、借入の必要性及び額を決定するものであり、引いては、おまとめローン契約の中核的事項である。

したがって、貴行の顧客である消費者のほとんどが、超過利息に関する法律関係を認識していないことからすれば、おまとめローンを実施する銀行としては、超過利息については支払義務のないことを顧客に説明し、また説明するための体制を確立する義務を負っているというべきである。

②のみならず、過払金発生案件についてのおまとめローンの融資は、実質的には法律上無効な債務への弁済資金の供与であり、引いては、消費者金融等の過払金債務の隠蔽効果を伴うものである。

すなわち、上記のようにおまとめローンでは、法律上返済義務のない超過利息による債務にまで融資が行われる結果、債務者は本来借入れの必要がない融資金に対して約定利息を支払うことを余儀なくされる。これは、法律上無効な請求を受けている債務者に対して、支払義務のないことを知りながら敢えて返済資金を融資し、さらにその融資金に対して約定利息を徴収すること同様であり、債務者は、二重に経済的損失を被ることになる。

そして、「おまとめローン」の融資実行によって、一見、支払月額が減額された債務者においては、別途、消費者金融等に対して一括返済時に発生した過払金返還請求を行うことは事実上期待できない。

その結果、消費者金融、信販会社等は、超過利息を含む債務について一括弁済を受けた時点で発生した過払金をそのまま保持しうるという不当な反射的利益を受けることになる。

以上より、申入れの趣旨第2項記載の要請に至った次第である。

(3) 消費者に対する過剰融資を引き起こし、多重債務の悪化原因となること

そもそも、貸金業規制法13条は、過剰貸付を禁止しているが、その規制の趣旨は、資金需要者である債務者は、資金の必要に迫られて、勢い返済能力を超える借入れをしてしまう傾向があるのに対して、貸主がその資力を調査せず、その返済能力を超える過剰な貸付をしてしまえば、その支払ができず、経済的破綻に陥る蓋然性が高いことからそれを防止しようとする点にある。

この点、銀行による貸付けには、貸金業規制法13条の直接の適用はないものの、同条の趣旨は、消費者向け融資を行う限りにおいて、銀行による融資についても当然当てはまる。

そのため、銀行等の金融機関においても、過剰与信は行ってはならないことを前提に、過剰貸付や消費者等の多重債務の防止をも目的として、全国銀行個人信用情報センターが設立され、ローンやクレジットカード等に関する個人信用情報の交換を行い、さらには、他の信用情報機関とも一定の信用情報の交換を行い与信しているのである。

しかし、おまとめローンにおいては、以下に述べるように、その商品の特性から通常の融資を行うものに比して過剰貸付となりがちであるから、より積極的に過剰貸付を防止する処置を講じる必要性がある。

そもそも、おまとめローンの融資を申し込む債務者は、もともと過剰貸付の結果、返済能力を超えた融資を受けていたり、当初借入時と異なる事情が発生し、収入が低下したり支出が増大したりすることにより、負債額が大きくなるなどして、既に返済に窮していることが多い。

そして、かかる多重債務者に対するおまとめローンの融資額は、一般に複数の債権者に対する債務を整理するという性質上、100万円以上になるケースが極めて多く、貴行の広告中にも「50万円以上、1000万円以下」という大きな融資枠が表示されている。

しかし、既存債務より借入金利が下がるとしても、おまとめローンの金利水準は概ね10%を超える高金利のものであり、貴行においても、13.5～14.5という高い金利を設定している。

このように、貸付元本額が多額であることと高金利との相乗効果により、債務者が後日、融資金の返済に窮する危険性は高い。

このような債務者に必要なのは、問題を先送りする「おまとめローン」による一本化ではなく弁護士、司法書士等専門家による早期の法的債務処理の選択である。しかるに、一本化による金利軽減といううたい文句にひかれ、もとより返済能力のない者が、一時的に「延命措置」を受け問題を先送りし、むしろ悪化させる結果となることが多い。

したがって、おまとめローンにおいては、当該債務者の返済能力を、通常の場合に比してより一層厳格に吟味し、返済能力を超える場合には貸付をせず、経済的破綻をもたらさないようにすることは貸主となる貴行の責務であるといえる。

以上より、申入れの趣旨第3項記載の要請に至った次第である。

以上